

社会価値を高めるための体制

大和ハウスグループ企業倫理綱領 および行動規範

当社グループの社会的信頼を維持・向上させることを目的として、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」を制定しています。

企業倫理綱領は「社是」、「社員憲章」、「“将来の夢”（パーパス）」ならびに「大切にしたい価値観」から構成される理念体系に基づき「企業倫理綱領」を定め、当社役職員は行動原則としてこれを実践しています。また、これを改定する際には取締役会の承認を得たうえで行います。また、企業倫理綱領は「お客さまと共に」「コンプライアンスと共に」「職場と共に」「ビジネスパートナーと共に」「環境と共に」「社会と共に」「人権の尊重」の7つからなり、そのそれぞれに、より具体的な行動規範が示されています。

グループ各社のトップは、全役職員に企業倫理綱領および行動規範を厳守させ、自らも率先垂範するとともに事業運営の透明性・公正さを確保する責務を負っています。これにより、当社グループにおける適正なコンプライアンスおよび、リスクマネジメントの実現を図っています。

なお、この「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」は世界中の従業員に伝達すべく、英語と中国語にも翻訳しています。

 [大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範](#)

 [P113 内部統制](#)

事業所の経営健全度評価

当社では、持続可能な経営を続けるには、業績数字だけでなく、社会から必要とされる良識ある会社であり続けなければならないと考えています。そこで、健全な事業所経営を成し遂げた事業所を評価する経営健全度評価を実施しています。評価項目には「安全や環境への取り組み」「職場環境」「労務管理」「人財育成」など8項目で、これらの評価項目ごとに点数化しています。その点数の合計で事業所がランクづけされ、このランクが賞与に反映される仕組みになっています。

エンゲージメントサーベイ

当社は、全従業員を対象として組織診断サーベイを毎年実施しています。定期的にこの調査を実施することで、職場環境の実態を定量的に把握しています。サーベイの結果は、部門ごと、グループごとでの集計を、各部署の部門長から当該部署内に伝えるようにしています。

2024年度からは、エンゲージメントサーベイと同時に、事業を通じた人権やハラスメントなどのリスクについて調査する、人権デューディリジェンスデジタルサーベイを行い、社内の人権リスクの低減に向けた施策の創出に活用していきます。

 [P179 社会データ 働きがいに関する指標](#)

各種の通報制度

当社グループでは、人権侵害、法令違反・不正行為などに対する牽制、それらの早期発見・是正などを目的に、複数の内部通報窓口を設置し、すべてのステークホルダーが通報できる仕組みを構築しています。通報があった場合、公益通報者保護法および社内規程に基づき、通報者の保護を図りつつ、速やかに事実関係を確認、是正措置を講じています。

また、当社では、内部通報窓口担当部門で構成するリスク管理小委員会を設置し、各窓口に寄せられた通報に対する対応状況をモニタリングすることで、適正かつ迅速な対応を促すとともに、重大な非違行為を確認した場合は、懲戒処分を行い、社内秩序の維持に取り組んでいます。

・通報者の保護

各内部通報窓口の適正かつ統一的な運用を図る観点から、すべて※の窓口に適用される「大和ハウスグループ内部通報規程」を定めています。当該規程に「通報者特定情報」や「通報内容」の厳秘義務、「通報者を特定する行為」の禁止、通報者や調査協力者への「不利益取り扱い」の禁止などを定めることで、通報者や調査協力者の保護を徹底しています。これらに加え、すべての窓口において「匿名による通報」も受けつけています。

※監査役通報システムは当社の業務執行機能外である監査役を窓口とする内部通報制度であり性質が異なることから、別途「監査役通報規程」を定めています。

 [P172 社会データ 各種通報制度の受付結果](#)

社会価値を高めるための体制

■各種通報制度・相談窓口の対象・運用方法

	名称	主幹部門	目的・趣旨	対象	基本的な通報手段
通報制度	ヒューマンライツホットライン	ヒューマンライツ推進室	ハラスメントその他の人権侵害に該当する行為の早期発見、是正や、人事評価に関して著しく公平性を欠くと疑われる場合の相談対応および問題の是正	当社グループ全従業員※	(外部委託業者) 電話 メール Web
	リスク情報ホットライン	法務部	「リスクマネジメント規程」に基づく当社グループ全体のリスクおよび法令違反・不正行為に関する情報収集とその対応	当社グループ全従業員※	電話 イントラネット上の 通報フォーム
	パートナーズ・ホットライン	ヒューマンライツ推進室	取引先との関係において、当社グループ従業員の法令違反などにつながりかねない問題(労務問題や人権、腐敗防止などを含む)の早期発見・是正	当社グループと関わるすべての取引先	(外部委託業者) 電話 Web
	弁護士ホットライン	法務部	社外に受付窓口を設けることによる心理的安全性の向上とリスク情報の収集経路の拡充	当社グループ全従業員※	(外部委託業者) 電話 メール
	グローバル内部通報制度	法務部	海外拠点からの現地語による内部通報窓口の確保 ※対応言語は、当社グループの主要海外拠点の言語	海外拠点に所属する当社グループ全従業員※	(外部委託業者) メール
	監査役通報システム	監査役室	コーポレートガバナンス・コードの補充原則2-5①に基づいた執行部門から独立した立場で監督機能を担う監査役へ直接通報できる窓口の設置による客観的な検証および適切な対応	当社グループ全従業員※	イントラネット上の 通報フォーム
相談窓口	大和ハウス工業 オフィシャルサイト設置フォーム による通報	内容に応じて	地域市民などから、人権問題を含む問い合わせの受け付けおよび適切な対応	地域市民などのすべてのステークホルダー	大和ハウス工業 オフィシャルサイト上の フォーム
	お客さま相談窓口	CS推進部	消費者保護のための苦情対応の国際規格ISO10002に準拠した社内規程に基づいたお客さまからの苦情・ご意見への誠実かつ迅速な対応	お客さま	電話 メール 大和ハウス工業 オフィシャルサイト上の フォーム

※役員、職員、嘱託、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員および通報の日から1年以内に大和ハウスグループの役職員であった者を含む